

クーリング・オフって？

→ 契約後、一定期間内であれば無条件解約できる制度です。

どんなときにできるの？

訪問販売や電話勧誘販売で、契約をした場合です。

クーリング・オフできる主な取引と期間

●訪問販売 (キャッチセールス、催眠商法等を含む) ●電話勧誘販売 ●特定継続的役務提供(エステ・語学教室等) ●訪問購入(訪問買取)	契約書面を受け 取った日を含めて 8日間
●連鎖販売取引(マルチ商法) ●業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法等)	契約書面を受け 取った日を含めて 20日間

※適用除外の商品・サービスもあります。(例:葬儀、自動車)

こんな場合はクーリング・オフができません！

- 自分の意思で店舗に出向いて購入した場合
- 通信販売
※業者が返品可否や返品期限等の特約を設けている場合は、それに従います。
- 使用してしまった消耗品(健康食品、化粧品、履物など)
- 総額3,000円未満の現金取引

クーリング・オフの通知は必ず記録が残る方法で行いましょう。
ご不明な点があれば消費生活センターへお問い合わせください。

福岡市消費生活センターのご案内

消費者トラブルで困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう！

相談時のポイント

～相談にあたり知っておいていただきたいこと～

- 福岡市内にお住まいの個人の消費者の方に限ります。
- 商品を購入した際や、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質等のトラブルに関して、解決に向けた助言やあっせん等を行っています。(なお、当センターには個別の契約トラブルに際して、直ちに事業者に対して指導等を行う権限はありません。)

- 相談の電話をかける前に、契約関係の書類を準備いただくなど、あらかじめトラブル発生時の状況を整理して伝えられるようにしておくとう効率的です。
- 被害にあって困っているときはもちろん、消費生活において「ちょっと不安」「よくわからない」という場合でもお気軽にご相談ください。早めに相談することが、被害を未然に防いだり、トラブルを早期に解決したりすることにつながります。時間が経過するほど、解決が困難になります。

ニセ警察詐欺に注意

ニセ警察官が登場するまでのパターン



警察は **SNS** で連絡することはありません



福岡県警察

国際電話を休止して
防犯力を上げよう！

福岡県警察本部 生活安全総務課 特殊詐欺予防対策係
TEL : 092-641-4141 (内線 : 3023、3024、3025)

福岡市消費生活センター

相談専用電話 **092-781-0999**

受付時間 月曜日～金曜日 : 9時～17時(来所相談は要予約)
土曜日 : 10時～16時(電話相談のみ)
※祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。

インターネット消費生活相談サイト

福岡市消費生活

検索

※相談受付後、回答するまで7日程度を要します。

消費者ホットライン

局番なし **188(いやや!)**

※お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

福岡県警察【相談電話】 **#9110**